

## 「販売契約書」新旧対照表

No.	(新) 販売契約書	(旧) 販売契約書
1	便宜上「返品、返金、交換、及び金銭による補償」はできない事(ただし、 <u>民法等の法令に基づく契約解除等の場合は除きます。</u> )をご承知の上、ご家族の一員としてお家に迎え入れていただきます。	便宜上「返品、返金、交換、及び金銭による補償」はできない事をご承知の上、ご家族の一員としてお家に迎え入れていただきます。
2	<u>ご契約者様側の飼育管理上の過失に起因する病気・障害・死亡については保障できません。</u>	飼育管理上の過失に起因する病気・障害・死亡については補償ができません。
3	当店が告知しなかった先天性疾患の保障は、 <u>ご契約日より3ヶ月間とし、・・・(以下略)。</u> ※当機構注: あんしんプラン未加入でも保障期間は契約日より3ヶ月間となった。	当店が告知しなかった先天性疾患の保障は、当店の「あんしんプラン」ご加入者様はご契約日より90日間とし、未加入者様は14日間となります。
4	期間内に先天性疾患が見つかった場合は同等の生体との引き換えになります。 <u>なお、当該保障は、ご契約者様側から当店に対して保障期間内(ご契約日より3ヶ月間以内)に生体の欠陥についての申し出があった場合で、その欠陥について当店指定の獣医師が飼育管理上重大な支障をきたすものでありかつ先天的欠陥であると認定したときに行います。</u>	期間内に先天性疾患が見つかりました場合は同等の生体との引き換えになります。その際には獣医師発行の確定診断書が必要になります。(必要に応じて獣医師への事実確認を行わせて頂く場合があります)
5	ただし、 <u>停留精巣・パテラ・門脈シャント・股関節形成不全・臍・そけいヘルニア等は飼育管理上重大な支障をきたす傷病とはいい難いため、上記引き換えの適応外となります。また性格やアレルギー、噛み合わせ、サイズ、毛色の変化等も同様に上記引き換えの適応外となります。なお、飼育管理上重大な支障をきたす傷病には該当せず、保障適応外の場合であっても、その他</u>	但し、 <u>幼少時に判断のつきにくい症状(停留精巣・パテラ・水頭症・門脈シャント・股関節形成不全・臍・そけいヘルニア等)は適応外となります。また同様に性格やアレルギー、噛み合わせ、サイズ、毛色の変化等もお引き渡し時点では判断がつかないため適応外となります。</u>

	<u>の瑕疵担保責任まで否定するものではありません。</u>	
6	「あんしんプラン」については本誌裏面をご参照ください。 <u>(なお以降は削除)</u>	「あんしんプラン」については本誌裏面をご参照ください。 なお、あんしんプラン未加入者様はお引き渡し後の治療費等をご実費になりますことをご了承ください。

※下線部が改善・修正箇所

## 「ワングループの生命保障 契約概要 利用規約」新旧対照表

No.	(新) 利用規約	(旧) 利用規約
1	第7条 (契約者による契約の解除) 1. 契約者は、当社への通知をもって、この契約を解除することができます。 2. 前項の規定に従って本契約を解除した場合は、当社は、契約解除日以降保障を行うことはできません。 <u>(なお以降は削除)</u>	第7条 (契約者による契約の解除) 1. 契約者は、当社への通知をもって、この契約を解除することができます。 2. 前項の規定に従って本契約を解除した場合は、当社は、契約解除日以降保障を行うことはできません。なお、契約解除に伴う保障料の返還はありません。
2	確認事項 2) ワングループの生命保障へご加入されない場合は、 <u>本保障制度による保障を受けることが出来ません。</u> ご了承下さい。	確認事項 2) ワングループの生命保障へご加入されない場合は、一切の保障を行うことが出来ません。 ご了承下さい。

※下線部が改善・修正箇所